

平成 2 8 年 第 3 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 8 年 3 月 9 日 (水) 開催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成 2 8 年 第 3 回仙北市農業委員会総会議事録

- 1 . 開催日時 平成 2 8 年 3 月 9 日 (水) 午前 9 時 0 0 分
- 2 . 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室
- 3 . 出席委員 (2 3 人)

1 番	高 橋 政 敏	3 番	野 中 秀 人
4 番	佐 藤 孝 典	6 番	佐 藤 和
7 番	千 葉 惣 永	8 番	青 柳 良 信
1 0 番	佐 藤 二 郎	1 1 番	沢 山 純 一
1 2 番	門 脇 博 美	1 3 番	藤 村 紀 章
1 4 番	辻 均	1 5 番	倉 橋 重 基
1 6 番	大 石 温 基	1 7 番	佐 藤 善 栄
1 9 番	山 本 實	2 0 番	山 手 善 美
2 1 番	田 村 博 美	2 2 番	真 崎 純 孝
2 3 番	大 石 知	2 4 番	糸 井 淳
2 5 番	藤 原 由 悦	2 6 番	鈴 木 八 寿 男
2 7 番	羽 川 正 幸		

- 4 . 欠席委員 (4 人)
- | | | | |
|-----|-----------|-------|---------|
| 2 番 | 藤 村 隆 清 | 5 番 | 平 岡 裕 子 |
| 9 番 | 齋 藤 瑠 璃 子 | 1 8 番 | 草 弼 隆 |

- 5 . 議事日程
- 第 1 開会宣言
- 第 2 会長挨拶
- 第 3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第 4 会務諸報告

第 5

1 . 報 告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項 (相続等による取得) の規定による届出について
- (2) 仙北市農地賃借料情報について
- (3) 仙北市農業委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱制定について
- (4) 農地における利用の意向について

2 . 議 事

- (1) 議案第 9 号
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第 1 0 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- (3) 議案第 1 1 号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について
- (4) 議案第 1 2 号
生前一括贈与に係る納税猶予の適用証明願いについて
- (5) 議案第 1 3 号
農業委員会の適正事務実施に係る平成 2 7 年度活動実績 (案) 及び平成 2 8 年度活動計画 (案) について
- (6) その他

第 6 閉 会

6 . 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 参 事 門 脇 益 美
係 長 樫 尾 健 主 事 高 橋 直 人

7 . 書 記

参 事 門 脇 益 美

8 . 議事録署名員

1 3 番 藤 村 紀 章 1 4 番 辻 均

9 . 会議の概要

議 長 ただ今から平成 2 8 年第 3 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 おはようございます。大分春らしくなってきておりますが、TPPの予算関係も閣議決定がなされ、細かいところが出てくるかと思われま。どのような形になるかまだ解らないところもありますが、どのようなになるか注視していかなければならないと感じております。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 2 3 名。欠席委員は 4 名。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

 『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 1 3 番藤村委員、1 4 番辻委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

 『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4 の会務諸報告、日程 5 の報告をお願いします。

伊藤局長 ≪会務諸報告、報告 1 及び 2 、 3 の朗読及び説明≫ (9 時 8 分)

樫尾係長 ≪報告 4 、農地における利用意向調査についての説明≫ (9 時 1 3 分)

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第 9 号。農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第 3 条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成 2 8 年 3 月 9 日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号 1 番。農地の所在が田沢湖生保内地区の田が〇〇筆、合計面積が〇〇㎡。登記現況共に田。 3 条有償移転の案件でございます。譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。譲受人は同じく田沢湖生保内地区の〇〇さん。申請事由につきましては、申請地が譲受人の農地の隣接であり、譲渡人は耕作不便であることから譲渡することです。譲受人は経営規模の拡大です。売買価格は 1 0 アール当たり〇〇円の総額〇〇円の自己資金による売買になります。

整理番号 2 番。農地の所在が田沢湖生保内地区の〇〇筆、面積は〇〇㎡。登記簿現況共に田。 3 条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇市にお住まいの〇〇さん。譲受人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。申請事由は、整理番号 1 番と同様に譲受人の農地の隣接地であることから譲受人の希望での売買になります。譲受人につきましては経営規模の拡大です。売買価格は 1 0 アール当たり〇〇円の総額〇〇円の自己資金による売買になります。

整理番号 3 番、農地の所在が角館町山谷川崎地区の〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。登記現況共に田。 3 条有償移転の案件でございます。譲渡人は角館町山谷川崎地区の〇〇さん。譲受人は角館町川原地区の〇〇さんで

す。申請事由は譲渡人は耕作をしておりますが、労力不足などにより耕作不便地である申請地まで手が回らなくなり、経営規模の拡大を考慮していた譲受人の希望により売買を行うとのことです。売買価格は 1 0 アール当たり〇〇円の総額〇〇円の自己資金による売買になります。

整理番号 4 番、農地の所在は角館町西長野地区の〇〇筆、面積は〇〇㎡。登記現況共に田。 3 条有償移転の案件でございます。譲渡人は角館町西長野地区の〇〇さん。譲受人は角館町西長野地区の〇〇さんです。申請事由につきましては譲渡人は耕作不便によるもので、申請地は譲受人の農地と隣接しており、経営規模の拡大を考慮していた譲受人の希望により売買を行うとのことです。売買価格は 1 0 アール当たり〇〇円の総額〇〇円の自己資金による売買になります。

整理番号 5 番、農地の所在は西木町桧木内地区の田〇〇筆、畑〇〇筆、合計〇〇筆。合計面積は〇〇㎡。登記現況は田と畑、 3 条有償移転の案件です。こちらについては公社から 1 0 年分割型による支払いが終了したことからの所有権移転になります。譲渡人が〇〇、譲受人は〇〇さんになります。支払い額につきましては総額〇〇円になります。

整理番号 6 番、農地の所在は西木町西明寺地区の田〇〇筆、畑〇〇筆の合計〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。登記現況ともに田と畑。 3 条無償移転の案件になります。譲渡人は西木町西明寺地区の〇〇さん、譲受人は後継者である〇〇さんです。申請事由につきましては、後継者への生前一括一括贈与を行い、経営主宰を後継者に譲るとのことです。

整理番号 7 番、農地の所在は西木町小山田地区の畑〇〇筆、面積は〇〇㎡。登記現況は畑。 3 条無償移転の案件です。譲渡人は西木町小山田地区の〇〇さん、譲受人は同じく小山田地区の〇〇さん。申請事由につき

ましては、双方は本家分家の関係であり、これまで譲受人が耕作してき

たこともあり、双方の希望により無償での移転を行うとのことですが

整理番号8番、農地の所在は田沢湖田沢地区の田〇〇筆、合計面積〇〇㎡。登記現況ともに田、3条賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、賃借人は同じく田沢湖生保内地区の〇〇さんです。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間は〇〇年。

申請自由につきましては、賃貸人が体力的に農作業を行うことが困難となってきたことと、賃借人が農業経営の規模拡大を考えているとのことですが。整理番号1番、2番と同様ですが借受た農地につきましては、そばの作付けをおこなうそうです。

整理番号9番、農地の所在は角館町広久内地区の田〇〇筆、合計面積〇〇㎡。登記現況共に田、3条賃貸借の案件です。賃貸人は角館町広久内地区の〇〇さん、賃借人は同じく広久内地区の〇〇さんです。賃貸借料につきましては、10アール当たりの単価が場所により違います。〇〇地区は10アール当たり〇〇円、〇〇地区につきましては、10アール当たり〇〇円です。年額は〇〇円。期間は〇〇年。申請事由につきましては、他の方との契約を行っていましたが再契約が困難となり、高齢で耕作ができないことから今回賃借人との契約を行うこととなりました。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖角館東前郷地区の田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。登記現況共に田、3条賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん、賃借人は同じく角館東前郷地区の〇〇さんです。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円、年額は〇〇円。期間は〇〇年。申請事由につきましては賃貸人はこれまで自分で耕作を行ってきましたが、兼業であるため耕作が困難になり、規模拡大を考えてい

る賃借人へ耕作をお願いしたいとの申請です。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖卒田地区の田〇〇筆、畑〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。登記現況共に田及び畑。3条使用貸借の案件です。貸付人は〇〇、借受人は田沢湖卒田地区の〇〇さんです。こちらは公社からの買い受け案件について、10年間の分割返済になりますが、その間使用貸借にて貸付がされることとなります。以上説明を終わります。

説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番、8番については15番倉橋委員お願いします。

《整理番号1番、2番、8番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に、整理番号3番については24番糸井委員よりお願いします。

《整理番号3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に、整理番号4番については19番山本報告します。

《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に、整理番号5番については12番門脇委員よりお願いします。

《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に、整理番号6番については9番齋藤委員が研修会により欠席ですので、次の整理番号7番について21番田村委員よりお願いします。

《整理番号7番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に、整理番号9番について20番山手委員よりお願いします。

《整理番号9番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に整理番号10番について6番佐藤委員よりお願いします。

《整理番号10番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

次に整理番号11番について22番眞崎委員よりお願いします。

議長

15番倉橋

議長

24番糸井

議長

19番山本

議長

12番門脇

議長

21番田村

議長

20番山手

議長

6番佐藤

議長

22番 眞崎 《整理番号１１番について、農地法第３条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第９号につきましては許可することにご異議ござい
ませんか。
『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第９号については許可することに決
定します。（９時３３分）

議長 次に議案第１０号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを
上程します、説明をお願いします。

榎尾係長 議案第１０号農地法第５条第１項の規定による許可申請について内容の
説明をします。
整理番号１番、農地の所在は田沢湖生保内地区、登記現況共に田、面積
につきましては〇〇㎡、譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、譲受人は
〇〇さんです。転用目的は堆雪場、転用理由につきましては、現在居住し
ている建物及び自動車整備業の敷地が狭いことから、申請地を譲り受け、
冬期間の堆雪場として利用を行うとのことです。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号１番につ
きましては２５番藤原委員をお願いします。

25番 藤原 《整理番号１番についての現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり
議長 無いようですので、議案第１０号につきましては許可することにご異議
ございませんか。

『異議無し』の声
議長 異議無しと認めます。よって、議案第１０号については許可することに
決定します。（９時３７分）

議長 次に、議案第１１号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを
上程しますが利害関係者の退室を求めます。
《１番高橋委員退室》（９時３８分）

議長 それでは議案第１１号整理番号１３番を上程します。説明をお願いしま
す。

高橋主事 議案第１１号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に
対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基
づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮
問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成２８年３月９日
提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号１３番、農地の所在は田沢湖神代地
区の田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、登記現況共に田、賃貸借再設定の案
件です。賃貸人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は同じく神代地区
の〇〇さん、１０アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間は〇〇年です。
以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。
『無し』の声あり
議長 異議無しと認めます。よって、議案第１１号整理番号１３番については
このとおり策定することに決定します。（９時３９分）

《１番高橋委員入室》（９時３９分）
議長 次に議案第１１号整理番号１８番を上程しますが、利害関係者の退室を

求めます。

《 1 4 番辻委員退室》（ 9 時 4 0 分）

高橋主事 それでは内容について説明します。整理番号 1 8 番、農地の所在は角館町雲然地区の田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、登記現況共に田、賃貸借再設定の案件です。賃貸人は角館町雲然地区の〇〇さん、賃借人は角館町八割地の〇〇さん、 1 0 アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間は〇〇年です。以上になります。

議 長 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第 1 1 号整理番号 1 8 番についてはこのとおり策定することに決定します。（ 9 時 4 1 分）

《 1 4 番辻委員入室》（ 9 時 4 1 分）

議 長 次に整理番号 1 3 番、 1 8 番を除き、一括上程します。説明をお願いします。

高橋主事 それでは内容について説明します。整理番号 1 番、農地の所在は田沢湖生保内地区の田〇〇筆、面積は〇〇㎡、登記現況共に田、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、譲受人は同じく生保内地区の〇〇さんです。売買価格は 1 0 アール当たり〇〇円の総額〇〇円、所有権の移転時期は平成 2 8 年 3 月 1 5 日になります。

 続きまして整理番号 2 番、農地の所在は角館町白岩地区の田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡、登記現況共に田、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町白岩地区の〇〇さん、賃借人は同じく白岩地区の〇〇さんです。賃貸借料につきましては 1 0 アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間につきましては〇〇年になります。

 続きまして整理番号 3 番、農地の所在は角館町広久内地区の田〇〇筆、登記地目は畑、現況が田となっております。合計面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町広久内地区の〇〇さん、賃借人は同じく広久内地区の〇〇さんです。賃借料につきましては 1 0 アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間につきましては〇〇年になります。

 続きまして整理番号 4 番、農地の所在は角館町広久内地区の田〇〇筆、登記現況共に田、面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町広久内地区の〇〇さん、賃借人は同じく広久内地区の〇〇さんです。賃借料につきましては、 1 0 アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間につきましては〇〇年になります。

 整理番号 5 番、農地の所在は西木町桧木内地区の田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町桧木内地区の〇〇さん、西木町門屋地区の〇〇さんです。賃借料につきましては、 1 0 アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間につきましては〇〇年になります。

 整理番号 6 番、農地の所在は西木町上荒井地区の田〇〇筆、登記現況共に田、合計面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町上荒井地区の〇〇さん、賃借人は西木町門屋地区の〇〇さんです。賃借料につきましては 1 0 アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間につきましては〇〇年になります。

高橋主事 整理番号 7 番から 2 0 番までは再設定の案件となります。また整理番号 2 1 番から 2 6 番までは市地域農業再生協議会より上がってきております農地中間管理機構への賃貸借報告の案件となっております。賃貸借料は最高額 1 0 アール当たり〇〇円、最低額は 1 0 アール当たり〇〇円となって

おります。期間につきましては１０年１ヶ月となります。整理番号２６番
につきまして農用地利用調整会議でも説明しておりますが、一度中間管理
機構を通しての賃貸借契約を結ぶところまでいっていましたが、賃貸予
定者がお亡くなりになり、その後一度話が中断していた案件になります。
その後相続人として現申請者へ相続登記が行われ、今回中間管理機構を通
しての賃貸借となっております。なお、桧木内〇〇、面積が〇〇㎡とあり
ますが、前回申請した面積と錯誤があり、この面積が登記簿の面積として
登記されておりますので、前回の申請面積と若干の誤差があることを付け
加えておきます。他の案件詳細については議案書の記載のとおりですので
説明については割愛させていただきます。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

23番大石 整理番号２６番につきまして、内訳表と議案の小作料が違いますがどち
らが正しいのでしょうか。

議長 暫時休憩とします。（９時５６分）

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。（９時５７分）

高橋主事 議案のほう正しい金額となっております。大変申し訳ありませんでし
た。内訳表の修正をお願い致します。

議長 他に質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第１１号については、このとおり策定すること
にご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第１１号については適正であると認

めることに決定します。（９時５９分）

議長 暫時休憩をします。（１０時）

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。（１０時１分）

議長 次に議案第１２号、農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願いに
ついてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 《農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願いの内容説明》

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 私の担当地区の方が一人亡くなっていますので対応をお願いします。

門脇参事 わかりました、税務署・県税事務所と連絡を取り、対応します。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第１２号農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願いに
ついて証明することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議無しと認めます。よって議案第１２号については証明し、送付する
こととします。（１０時４分）

議長 次に議案第１３号農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。
説明を求めます。

伊藤局長 《「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成２７年度農業委員
会の点検・評価（案）及び平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動
計画（案）についての説明》

議長 説明が終わりました。議案第１３号につきましてご意見ご質問等ござい
ませんか。

10番青柳 昨年度からの農家戸数の減少はどのくらいなのか

伊藤局長 こちらの内容につきましては、農地の面積などですので農家戸数までは把握しておりません。後ほど戸数についても調査を行い、回答致します。

20番山本 28年度の集積面積の目標が90ヘクタールとのことですが、集積率のパーセンテージではどの程度上がるのか。

伊藤局長 約 1.5 パーセントが上がると思われます。

議長 他に質問等ございませんか。

24番糸井 農地改良届等について、資料に農地転用違反等の項目がありますが、改良後の状況をお知らせください。

伊藤局長 糸井委員が言われているのは、中川地区のことと思われますが、そちらについては農地パトロールの際に現地を見た状況としては草刈り等は行われておらず、その後通知等を出そうとした矢先の秋口には草刈り等が行われておりました。このことから現在は状況の推移を見ているところでございます。

議長 他に質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第 13 号農業委員会の適正な事務実施につきまして、原案とおりに決定してもご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。よって、議案第 13 号については適正と認めることに決定します。 （10 時 15 分）

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。

10番 佐藤 藤 《共済組合合併に関する対応等の報告》

16番大石 《圃場整備事業意見交換会について》

議長 それでは協議に移ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 最後になりましたが協議事項になります。平成２８年春・秋農作業標準賃金表（案）になります。２月２５日の農政専門委員会において協議して頂いたものになります。大仙市・美郷町の例も資料に掲載しております。大仙市につきましては、平成２６年度消費税増税の際に見直ししなかったことから平成２７年に細かい数字で見直しをしております。美郷町についても同様でございます。今回農政専門委員会で協議をしましたが、様々な意見が出たところですが、最終的に平成２９年１月に消費税が上がるということですから、今回についても据え置きにしてはどうかとの意見が大半を占めており、平成２７年度と同額との周知を行っていきたいと考えております。協議事項として協議をお願いします。

議長 暫時休憩をします（１０時２２分）

議長 休憩以前に遡り、議事を再会します。（１０時３５分）

議長 協議事項の平成２８年春・秋作業標準賃金表（案）につきまして、原案とおりの策定をしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。原案とおりの策定致します。

議 長 次に連絡事項です。

3月16日（水）第4回農業委員会総会 西木総合開発センター「集会室」午後2時～

3月25日（金）農用地利用調整会議 西木総合開発センター「農林研修室」午前9時～

4月8日（金）第5階農業委員会総会 田沢湖 午後3時～

（閉 会）

議 長 以上をもちまして平成２８年第３回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（１０時４５分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成２８年 月 日

議 長 _____

署 名 員 １ ３ 番 _____

署 名 員 １ ４ 番 _____